

会 議 録

会議の名称		第4回（仮称）大和郡山市自治基本条例策定委員会
開催日時		平成19年11月22日（木）19:00～21:15
開催場所		中央公民館（三の丸会館）3階 小ホール
事務局		大和郡山市 企画政策部 企画政策課
出席者	委員	<p>澤井名誉教授、中川教授、</p> <p>市民公募委員（磯委員、伊藤委員、井上委員、岩田委員、大牟禮委員、奥田委員、帯谷委員、梶谷委員、金田委員、河原委員、北野委員、北原委員、木村委員、小柴委員、阪田委員、鯛委員、高原委員、中谷委員、中野委員、中村委員、西谷委員、西本委員、沼田委員、服部委員、福嶋委員、藤原委員、森井委員、森田委員、横田委員、渡辺委員）</p> <p>市職員委員（大蔵委員、西尾委員、北門委員、山中委員、吉本委員、下田委員、上田委員、中尾委員）</p>
	事務局	北森企画政策課長、徳田企画政策課長補佐、森、澤田齋藤（コンサルタント）
欠席者		委員 10名
議 題		<p>前回の議事録の確認について（全体討議）</p> <p>条例「市の役割・責務」について（グループ討議）</p>

議 事 概 要

1．開会挨拶および欠席委員等の報告

事務局から本日の欠席者と一身上の都合による「吉野委員の辞退」の報告がある。

2 . 前回議事録の確認及び討議結果について

事務局 既にいただいている各委員からの質問のうち、事務的に回答可能な事項については、事前に回答させていただいております。質問内容と事務局からの回答については配布しておりますので、ご覧ください。

今後におきましても、議事運営の円滑化を図るべく、同様な対応とさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

また質問書の中で策定委員会運営にかかる基本的事項の提起として「委員から提出された『自治基本条例策定作業に係る提言』」については、会長、副会長との協議のうえ、適宜、参考し、必要であるなら、閲覧・議題対象にもさせていただきます。

事務局 つづきまして、事前送付している前回会議録の内容確認をさせていただきます。内容等について意見、修正・追加等がある場合は、この場で発言してください。

< 質疑応答 >

委員 第3回策定委員会会議録P. 10の2行目「条例主義」は「前例主義」が正しい。修正してください。

事務局 修正します。

委員 先日の奈良新聞の記事において「市民公募委員43名、学識経験者2名、合計45名による策定委員会」と記載されていましたが「市職員委員19名も含めて合計64名」というのが正しいのではないのでしょうか。

委員 市の職員と初めて同じテーブルで議論できると感じて、大変喜んでおります。にもかかわらず、市職員19名が記事に載っていないのは残念に思います。

委員 先の意見に関連して、参加している市職員の役割が今ひとつ見えません。前回の私のグループにいた職員は議事進行するでもなく、ポストイットに意見を書くこともなかったので…。ただ来ているだけ、何か場違いな場所にいるような感じに映りました。

市長を否定する意見を述べるのは差し障りがあるだろうし、グループの議論をまとめると言っても能力差はあるでしょう。なかなか難しいという面もあるとは思いますが、役割を決めておくべきではないのでしょうか。

事務局 19名の市職員委員は市長から辞令を受けて、第2回策定委員会から参加しています。当初は「司会進行と記録係」を想定していましたが、前回あたりから各グループの議論の中でその位置づけは変わってきていると思います。職員も本来の公務もある中で、調整しながら参加しています。決して「致し方ない」というような気持ちではなく「前向きな気持ち」を持って参加していると思います。

3. 議題

条文「市の役割・責務」について（グループ討議）

会長 市としては、市の代表者である「市長」は含まれているとは思いますが、組織としての「市役所」や組織を構成する「市職員」も検討していく必要もあるでしょう。全てを一つにくくってもいいですし、分けてもいいと思います。役所に対する期待や求める水準など色々な視点から議論をしてください。

6グループに分かれて条文の「市の責務と役割」についてワークショップ形式で話し合う。以下に各グループの意見と発表内容を記載します。

<グループA>

（市の責務・役割）

（1）市長

市長は市民の信託にこたえ、公正・誠実に市政の運営に当たらねばならない。利権や暴力に屈してはならない。市長は市民の要求・意向を適正に判断し、市政に生かしたまちづくりを推進しなければならない。市長は市の執行機関を統括し、これを代表する。市長は人材の育成をはかると共に職員を指揮監督し、その能力を評価し、適正配置に努めねばならない。

市長は高い見識と洞察力を持ち、人類が持続可能となるようなビジョンを掲げ、これを推進していかねばならない。

市長はより高い品性を持ち、まちの為に奉仕する。

市長はこの条例を尊重して実現に努める。(郡山に働く、住む、学ぶ全ての人が)

市職員(大和郡山市、市民のために)の意識向上につとめる。

市長は積極的に市民との会合をもち、情報を収集する。

大和郡山独自の環境問題取り組みを考え実行しつづける。

市の未来像を市民に対して絶えず提示する。各種条例の遵守しその理念を実現すること。まちづくりのための職員の人材育成。

コンプライアンスを守る。

市長は行政(事業)の到達目標を明らかにする。

市長は選ばれし経営者!

市は環境への取組み、福祉や教育に関する住民活動を尊重する。

(2) 職員

環境問題の知識を高める。より大和郡山の発展と市民の幸せを考え行動する。

職員は行政(事業)の経過を明らかにする。(報告する)職員は意欲を持つ職員が意欲をもてる役所。

職員は武士道を学ぶ。公に務める者として自覚を持つ。職員は常に「奉仕」の心で従事すべき。正当な発表をもって。

リーダーシップとしての役割と市民への奉仕者としての役割。

業務の執行を担う職員は、高い見識と道徳、倫理観を持つべき。

(3) 市役所

市役所とは仕組みであり、市役所自体を批判や評価をせず、責任部署の長や担当者が直接見える透明性の確保。より努力した者が正当に評価される民間並の仕組みが必要。

(市の責務・役割を実現するためには?)

(1) 市長

市政運営の方針の設定、その達成状況を市民に具体的に公開。市の情報を知る市民の権利の保障。

市長は職員の教育を更に深く行うべきだ。

市長は縦割り行政の弊害を低減し、ビジョンに添って、総合的、体系的な観点から行政を指導、監督すべきだ。

(2) 市職員

職員は成果をあげる能力を高める。市民性(市民の目線)を身につける。

行政(事業)の到達目標を把握する。

市職員とは給料をもらってまちに奉仕する者であり、よって労働る義務を負い、同

時に正当な評価と報酬を受ける権利を持つ。

まちづくりに必要な能力開発と自己啓発。市民の意見・要望等に対する適切かつ迅速な対応。

職員は縦割り行政の弊害を除去し、他の部門とも情報を共有しその専門性を提供して進取に業務を遂行すべき。広く市民の意見を聞き、高い専門性と大局的な見地に立って、市民・事業者と協議し、問題解決を図るべき。

(3) 市役所

その職務に応じ、市長と同様の責務を負い、市長および他の執行機関と協力して、公正・誠実に市政の運営に当たらねばならない。市の組織（機構）は市民に分かりやすく、機能的であると同時に、社会や経済の事情に広い、相互の横断的な調整をはかりつつ、柔軟に編成されねばならない。

職務の執行に当たり公平、公正、誠実迅速に。

市役所という仕組みが効率よく機能しているか、定期的に外部の有識者に評価してもらう。（ 無報酬を基本として ）

市民公益活動の尊重

住民自治活動の尊重とともに必要に応じ、これを支援する。

各種の自主的活動に対する支援。

< グループ B >

市長等の責務は地方自治法で決まっていると言ってしまったら、このワークショップ自体が意味のないものになってしまいます。ですから、これから策定する条例を市が遵守するという思いを込めて、今日のテーマを議論しました。

- ・ 市長：役割などは地方自治法に明記されているが、重要なのはこの自治基本条例やその理念を遵守すること。職員の成果が分かるような仕組みを作ること。総合計画に載っている目標や指標に関する結果を市民に公表すること。
- ・ 市職員：市民本位を認識し、市民活動をサポートする仕組みを作ること。
- ・ 外部委員会（農業委員会など）も議会や市長、職員だけでなく自治の主体として捉える必要があるのではないか。
- ・ 他市と同様の美辞麗句を並べるのではなく、中学生でも分かるような表現で書くことができれば。

(1) 市長

市民が主役の街づくりの推進に務める。市政運営の円滑。公正、情報公開を自ら進

んで努める。

市民の信託に応え、この条例の理念を実現するため公正かつ誠実に市政運営にあたる。リーダーシップ。

協働のまちづくりのための、しくみづくり、人づくり。

・しくみづくり。

住民自治を進める課

市民交流館の活用“夢生きがいネットワーク”。交流館に行けば自分にできることが見つかる。職員との交流。

・人づくり

職員のやる気を引き出す。

市民との関わりに喜びを感じる職員を増やす。

職員と市民の交流（例えば“つながり”で課の仕事・人の紹介）

市長は市政運営の代表者としてこの条例の理念を遵守し、市政運営の基本方針計画を明らかにしてその進捗及び成果実現のため公正かつ誠実に職務遂行しなければならない。市長は、職員を指揮監督し、その能力と成果を評価した上で適正に配置するとともに人材の育成を図らなければならない。市長（等）は総合計画の推進にあたり行政評価を実施し、その進行成果管理及び予算編成に反映するとともにその結果を市民に公表しなければならない。

市長の役割任務は地方自治法で定められている。市民の期待を明確にしたマニフェスト（公約）を上げた選挙をすること。（注：マニフェストはタイムスケジュールプライオリティを明示する。）市長のイメージは市民の窓口部門で決まる。（例：公民館の窓口や文体公社の窓口）市長の役割は市の行政課題を整理し、優先順位を示すこと。チェック機能を有する議会と必要に応じ的確に指導すること。

（２）市職員

要望、意見、提案に対応できるよう。

市民がまちづくりに積極的にかかわれるようにサポートする。市民とのかかわりを大切にする。市民との交流で得たものを職員間で交流共有する。

市の職員は市民本位の立場に立ち誠実かつ効率的に職務をするとともに職務に必要な知識技術の向上に努めなければならない。またその職務の遂行にあたり法令やこの条例、規則等を遵守しなければならない。

管理職（課長代理以上）が能力upする。前例にとらわれず改革をする能力を。

管理職の職員の指導育成が不足。部長職は部門全体の統括能力、課題の把握と改革等。職員は市行政のムダ削減運動市民と共同して。

（３）市役所

市民のニーズに対応できるように。

<市の役割> 市民の大多数の意見・ニーズを速やかに現実に反映させていく組織体。市民へのサービス機関。より安くより速く（安定して）良質のサービスに徹する。民間機関並みの組織体として機能すること。

<市の責務> 民意を収支バランスを考慮の上実行に移す責任。公平の原則に則って納税しない方からは徴収し（収入）、より多くの方の公益にそったものに支出する。

<グループC>

- ・市長：地元へ出向き、地域住民との対話を通じて地域の実情を知り、それらを施策に繋げる。職員が「上（市長）」の顔を見て仕事をするのではなく「市民の顔」を見て仕事ができるような体制を作る。
- ・市職員：前例にとらわれない柔軟な対応をし、スキルアップに努める。納税者も職員も対等、フラットな関係であることを市民側も認識する必要がある。
- ・市全体：情報開示。縦割りではなく、横の連携（組織横断的な）。市民が主体であることの再認識。総合計画の内容を達成できるような仕事に努める。

（１）市長

公約の実現に向けての努力。財政、サービスの評価、改善。

財政は別にして公約を粘り強く全うして欲しい。

現状の市政に対する評価及び改善。

市長は日々業務多忙とは存じますが、自治会等を通じ住民との対話の機会を作るようにして欲しい。

市民の生活の安寧を念頭に。

市民生活の実態把握。子ども、高齢者及び各職業人の動向。

自治会は末端行政であるという考えから情報等の交換を進める。

市民との対話の機会を多くして実態に合う施策を。

まちづくりの策定。県・国に対して補助金の申請。

人づくり

市職員の活性化（仕掛けを計る）。

職員が物を言いやすい雰囲気を作る。職員が納得できる人事を。

自由な発創ができる環境づくり。

まちづくり等に必要な人員を選び育成する。

（２）市職員

市職員は研鑽に努め、スキルの向上を図る。

職務遂行のため努力しなければならない。

市民及び仕事に対して、前例主義にとらわれない。新しい考え方の対応。

縦割り行政にならないように。

笑顔の対応。親切、ていねいな市民相談に応じる。

(3) 市役所

情報の開示を今以上に行い、説明責任を果たす。

市民の知る権利を尊重し情報を公開し説明する。

個人が安全、快適な生活ができる行政。

現在の場所から移転。中心部より郊外へ。今の警察本署の方へ。

主体性が市民にある認識をもつ。

郡山市総合計画等のまちづくりが実現する為施策を講じる。

< グループ D >

- ・市 長：誠実さ。3期まで。若い世代が集まるようなまちにする施策を。
行政の簡素化。市民による監査。低負担低福祉。地域を主体とし、
地域の特性を歴史で捉えることが必要。
- ・市職員：誠実さ。自己研鑽。
- ・市役所：情報公開。市民による監査を受け、市民の声を聞く。

(1) 市 長

法令で定めるところの職務を迅速に遂行できるよう、職員の指揮・管理・運営を誠実にを行う。この遂行に当たっては、あくまでも納税者である市民のための行動であること。社会の変化の先の先を読み、地域の特性を考え、先の一手が実行できるように、調整を図る。市民が自主的に美しい街づくりに参加するような組織作りをする。職員の質の向上を図り、組織の簡素化を図る。

- 1) 法令で定めるところの職務を迅速に遂行できるよう、職員の指揮・管理・運営を誠実にを行う。この遂行に当たっては、あくまでも納税者である市民のための行動であること。
 - a . 行政の簡素化 b . 市民による監査制度の設置
 - c . 低負担・低福祉を市民に理解を求める。
 - d . 市民参加の増強（協働事業の推進） e . 市の外郭団体の外部評価
- 2) 社会の変化の先の先を読み、地域の特性を考え、先の一手が実行できるように、調整を図る。
 - a . 社会の変化を把握し、行政執行の転換を図る。
（人権の時代ではない 「徳」の時代、「環境」を考慮した時代）

戦後の貧しい社会は、食うための施策を行わなければならなかった。科学技術の発達により社会の変化が急激な高度成長時代は、社会がひずんだ発展を拡大し、人権の問題が指摘された。しかし現在は人類の活動例えば温室効果ガスである二酸化炭素は地球が持つ浄化能力を超えて、大気中に大量に排出している。急激に温室効果ガスである二酸化炭素が増加しているため、生物が対応できない速度で地球の温暖化が進み、気候変動が起こっており、環境を考慮した社会構築が求められている。(遠いところの問題ではなく、私たちの生活の仕方の問題)世界の2割の人々が8割以上の所得を持ち、我が国はその2割に入っている。人権だ、格差社会だと言って隣を見て底上げできる社会ではなくなっている。我が国の現在の社会問題は「人権」では解決できないと思う、「道徳」即ち、「徳」のある社会を作るための社会教育が必要な時代である。もう「人権」の時代ではない。社会システムの中でいろいろな問題点もある。この会議で既にいろいろと指摘されていますが、この点は組織のフィードバックのまずさである。例外はあるが、例外は例外として処理し、これまでの「人権」問題から「徳」のある社会づくりに転換すべき時である。

b . 大和郡山市という、地政学上の位置と歴史に培われてきた特性を生かすこと。(この様なものは前文に記載し、今後の市の施策に生かすことであり、前文をまとめるとなると5・600文字程度になると思うのでその中でまとめればよい。)

a) 行政区画を学区基準とし、縦割り行政を改善するためにも地域のいろいろな主体の集合体プラットフォームを作るべき。

大和郡山市は、昭和35年に合併が済み、地域が持つ特性は薄れ、行政の動きはどうしても中央寄りの施策になってしまう。行政区画は人口の偏りが大きい。

b) 歴史的な位置づけ

歴史は、どうしても権力者の歴史になりがちである。地域が持つそれぞれの庶民の歴史を大切にすることが、その地域の特徴を発揮できるようになるので、地域の庶民の歴史が重要である。市民に知らせる努力が必要。例 それぞれの歴史的背景が地域文化を考える上で重要である。郡山城だけが歴史ではない。

ア . 三橋町

上三橋に須佐之男神社がある、二つある池の内一つは売ってしまった。先祖から受け付いた池を売ってしまったので、罰が当たるのではないかと心配で、この様にお参りに来ていると言うおばあさんが居た。九州福岡から先祖が勤めのため奈良の都から太宰府に赴任した、そのような言い伝えが残っているので、と上三橋に訪ねてきている。

イ．九条町

秋篠川のところで、奈良時代は西堀川と言われ西市の場所を流れ運河として使われていた。西市の船着き場もあった。そのようなところなので、西市の船着き場があったところとして、その跡を分かるように整備し、枝垂れ桜は高いので、普通の桜を植えました。年配の方が整備していた。

ウ．郡山旧市街地は、城下町であった市内に残る古い建物を生かした城下町観光で生きることであろうか。

大和郡山市は、二つの世界遺産「古都なら」・「法隆寺」に挟まれ土地観光シーズンには、市内を毎日大型観光バスが何台も通過している。街の発展にはこの観光客を大和郡山に立ち寄ってもらう戦略が必要である。

c) 地域の特性

ア．昭和工業団地

地元で働く場所があると言うことは、そこで働く人たちの生活の場も近くに設けられることで、若い人が喜んで住んでもらえるような美しい街をつくることである。

県の住民は31%の人が大阪で勤め、奈良県には寝に帰ってくる。しかし市の南部には昭和工業団地がある。県の工業生産量の1/3を占めている。大和郡山市にとって非常に重要な地域である。工業団地の企業とはまだ7社ではあるが、工場長から2時間ほど話を聞き工場見学している、中堅企業ではあるが、各社それぞれに優れた技術を持っていることを痛感し、工場の海外進出が見られる中で、これらの企業は時代の変化に対応し技術を進化させ大和郡山の地で頑張っている。このことはどのような組織体でも、生きていくために重要なことである。人間など生物は成長段階で環境を感じ取り、取得した環境に対応して一生を過ごす、死があって次代に継いでいく。役所は死がありませんから、社会の変化に対応して変化して行かなければなりません。何時までも古い殻でいては死と同じです。

イ．地政学的な考慮

JR大和路線と近鉄橿原線が交差するところに乗換駅を作り、公共交通機関の利便性増強を図ることが重要になっている。地球温暖化の問題から、公共交通機関の重要性が増大している。

例えば奈良国立博物館は毎年秋に正倉院展を行っている。開催期間が今後長くなる方向で検討されている。この期間大宮通りは渋滞がひどく県庁へ用事のある人は支障を受けている、県庁は現在の位置に置く意味があまりないのである。JR大和路線と近鉄橿原線が交差するところに

移転すればよいのではないかと思う。奈良県の人口の重心が川西町の北、大和郡山市との境に近いところになる。県庁の移転地としては上記指摘（ＪＲ大和路線と近鉄橿原線が交差するところ）の個所付近が適している。県庁の跡地には、世界的なホテルでも誘致すれば一石二鳥である。

３）職員の質の向上を図るための施策。

効率的な職務の遂行と社会の変化に対応できるよう、職員の教育を図る。市が会社であれば市長は社長である。市が必要なことを把握して他の市町村と大きなネットワークを作るべき。市長は直接市民から選ばれた市民の代表として目標を定め効率的に市政を運営しなければならない。目標達成年は３期１２年とする。市長は、市政の運営に必要な財源の確保を図ること。又、地域の資源を活用して最小の経費で最大の効果を上げる行財政運営を行わなければならない。市長は、市政に関する重要な政策又は施策の決定・市の条例・規則の制定・改廃及び計画の策定又は変更にあたっては市民から直接意見を聴かなければならない。

若い人の人口増。市長は３期までとする。

（２）市職員

誠実かつ効率的な職務の遂行。自己研鑽に努める。職員の評価制度の充実、職員教育の充実（保身すぎる）。市民のわがままに対し、対応できるよう勉強すること。イエスマンにならない。個人でも地域のボランティアに参加し外部の空気を吸うこと。能力・技能の向上に努める。

職員は市民の立場に立って公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。職員は常に問題意識を持ち、高い目標と新しい発想で行政課題に果敢に挑戦する意欲と行動力のある職員に。職員は市の執行機関の補助機関という意識を、すなわち実務者としての責任者を負い、コスト意識や民間的経営感覚を持って計画的効率的に職務を遂行。

（３）市役所

- １）市の執行機関として職務の効率的・迅速な遂行を図る。
- ２）市民の要求を取り込み、また社会の変化への対応を図る。
- ３）情報の公開。
- ４）市民の監査を受ける。

市民のためのサービス機関であるが、市民のわがままを聞かないこと。外部評価の採り入れ。市民と共に業務を行う、協働事業の増強を図る。役所の行事には、意見箱を設け市民の声を集め、関係者に内容を知らせる。直接・間接（運営費の半分以上の補助金を出している団体／外郭団体）市民からの提案には、迅速に回答を行う。

市役所は自治会などの「地域コミュニティ」をたよって住みよい暮らしを実現する

こと。市民との行政のパイプ役として市政情報の提供や市民からの要望・提言・苦情・問い合わせなどの地域ニーズを的確に把握・説明・対応し、各部署の事業展開に結びつけるなど市民の声を市政に反映させる機能を持つこと。市役所は市民に必要なサービスを提供するなど、行政機能を担う拠点として市民の声を積極的に聞き情報提供を行い、市政に反映する情報の受発信を行う。
効率的な効果的な行政サービスを提供するよう努める。

< グループ E >

- ・ 市長：リーダーシップを持って市政に責任を。将来へのビジョンや方針を市民に示す。職員をスキルアップさせる体制を。成果の数値化と行政評価を。市民に情報公開し、市民と対話し、市民の意見を尊重する。全ての市民に対して公平な対応を。議員との適度な距離を取る。
- ・ 市職員：プロ意識を持ち効率的な職務を。公平・公正に。自己研鑽の努力を。
- ・ 行政：効率的な、受け身ではない、積極的な市民との対話。情報開示。

(1) 市長

権力者の自覚。行政長としての自覚。職員へ行政ビジョンを示して欲しい。職員を行政マンとしての知識、後術の習得をさせて欲しい。

リーダーシップの発揮。

市の代表者。

市民の信託に応え、市政の代表者としてこの条例の理念を実現する。

議会、議員との適度、距離、関係を持つ。

公正で透明性。

公正、公平な視野を持つ。

公正な市政運営（声の大きい人に惑わされず）。

公平かつ誠実に市政を執行する代表者。

情報公開の重視。密室政治はダメ。

行政活動に対する説明責任。

市民との対話を持つ。市政に対する考えを明確にする。市民の意見の尊重。

長中期的ビジョンに基づく明確な方針の決定。

多様化、高度化する市民ニーズに柔軟、迅速、的確に対応できる組織づくり。縦割り行政（縄張り意識）の改革。

費用対効果の検討。

毎年の市政運営方針を分かりやすく説会（国会のように・・・）やっているのかも。

計画的で効果的な行政運営を行う。

事業及び職務の数値化。行政評価。

この条例の基本理念達成のための施策を講じる。

(2) 市職員

市民全体への奉仕者としての立場。

全体の奉仕者。知識技能の向上に努める。

プロ意識。権限を持っていることの自覚。職務遂行力、事務管理能力向上。

条例に定める原則及びこれに基づいて創設される制度を遵守し職務を遂行すること。

自己の能力（職務）の向上。

自己研鑽の努力。

職務に的確、迅速かつ効率的に対応する為、職務に必要な知識、技能等の向上に努める。

個々に政策形成能力、調整能力、政策法務能力を高める。

市民生活、市民サービスの向上をめざして職務を行う。

職責が市民の負託に基づくことを自覚し、職務に当たる。公正、誠実かつ効率的に職務を遂行する。

効率的な職務遂行。

公正、公平な実務の推進。

情報開示の意味を理解して欲しい。

(3) 市役所

「お役所仕事」と言われない効率的な市政運営。

市は受け身でなし、率先行動。

市役所と住民とを身近に・・・市政懇談会、市政報告会・・・

市の保有する情報を速やかに積極的に公開及び提供すること。

広報方法の検討。(対高齢者)

< グループ F >

(市の責務・役割)

(1) 市長

政治の要諦「威・愛・清・簡・教」の五治である。

- 1 . 「威」は上に立つ者に必要とされる品格・威厳。
- 2 . 「愛」は民を愛する政治。
- 3 . 「清」は清廉潔白。
- 4 . 「簡」は事務を簡明にすること。

5. 「教」は教化である。

以上江戸時代の儒学者である素行の教えである。要諦を肝に銘じて市長は市民の信託に応え、市政の代表者として公正かつ誠実に市政執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。

政策の実現（市民のニーズに応じた）。緊張感を持った行政運営。説明責任（議会と市民への）。信念を持った行政運営。

（2）市職員

公僕精神を以て市民福祉向上に努め、常に公平公正を旨とする。職務遂行に必要な知識、技能等の向上に努め、又忠実なる助言を行う義務を有する。

サービス精神（市民の立場になって）。市民ニーズの的確な把握。

（3）市役所

最小の経費で最大の効果を上げるのが、行政本来の使命である。行政と市民が情報を共有し、予算づくり前に市の仕事立案、実施について説明会を開き、市民が予算を理解し評価する仕組みを行うこと。納税者は税金の使われ方に口を出すのは当然で、物を生産しない役所は元来がルーズな組織だから、役所のことは太陽の下にさらした方がいいとも言われている。

情報公開の推進（特に財政状況）。

（市の責務・役割を実現するためには？）

（1）市長

政治を治めようと思えば、まず家を治める。その家を治めようと思えばまずその心を治める。その心を治めるにはまず心ばせを正しくする。以上清水寺管長故大西良慶師著より抜粋。

責任の所在を明確化する。国・県等との交渉能力・情報収集。有能な外部ブレインの登用。

（2）市職員

今日一日自分の仕事を給料に換算して評価反省もよし。

職員の資質向上（市の施策の理解）。政策形成能力の向上。自己啓発の研修。やる気・前向きな対応。

（3）市役所

市民が真に望むサービスをできるだけ安く、しかも素早く提供する経営体であるべきである。納税者としての監視活動が健全な地方自治を育てる。又納税者の監視がなければ行政は墮落するとも言われている。

内部チェックの機能向上。風通しの良い組織づくり。常に行政コストを意識して。常に政策の評価を行う。

4 . まとめ

副会長 地方自治法は、法的には条例より上位に位置するものですが、自治基本条例は地方自治法に書かれている内容を超えてもいいと考えます。現在、施行されている地方自治法は、明治時代に制定され、当時、国主導による画一した施策を実施するためにつくられたものです。国の立場から見た大枠な地方自治の在り方が記載されているに過ぎず、住民投票・評価制度の仕組みの確立など、直接民主主義的な自治制度は、まだまだ不十分な内容です。これらの内容をこの条例に盛り込むことによって、真の地方自治の自立に結びついていくのではないのでしょうか。

また、市民による行政評価は大切であり、評価システムをどのように構築していくか今後検討していく必要があります。市職員の人事評価についても、公平・公正に、縦割り行政の解消を観点に新たなる発想で取り組んでもらい、一人の職員に対しての評価も、大阪府寝屋川市でやっているようですが、上司のみならず部下からの評価（職員同士の評価）も実施し、それに第三者（市民）からの評価を加えることにより、職場内での民主主義の確立にもつながっていくと思います。

また、B班の意見でも出たように、条例と総合計画の関係についてですが、総合計画は、まちの将来像を示すものであって、その実現に向けて各種施策が記載されております。地方自治法に基づいて各自治体で定めなければならない法定計画であり、内、基本構想部分は、議会の議決事項でもあり、その内容は、首長とはいえ、むやみに変更することは出来ないのです。その総合計画の内容をきっちり進行管理し、着実に実現していくためにもこの自治基本条例の制定は重要なのです。自治基本条例に基づく総合計画の実現を視野に入れて策定作業に携わっていただく必要があります。

会長 今日の議論を聞いていると、評価システムや市民参加による監査は今後検討していく必要があるでしょう。また、「市の役割・責務」ところにも基本理念や基本原則の内容をフィードバックしてその要素を盛り込んでいいとも思います。

各グループの議論では様々な提起がありました。

(グループA)

NPO・団塊の世代等のアソシエーション型団体の地域コミュニティ活動への支援も、今後の課題として重要です。

(グループB)

市の定義について、「市及びその他の執行機関」をどのように位置づけするか議論していく必要もあります。「市の外郭団体」も行政主体として捉えることも場合によってはあると考えられます。

条例の内容、文書等を小・中学生にも分かり易いように工夫する必要があり、「ですます調」「である調」どちらがいいのか検討してほしい。

(グループC)

適正な人材評価システムの確立。市職員の執行職務への適正な人材評価が、職員の地位と意識を向上させ、職場改善にもつながっていく。職員の地域社会への参加も踏まえて、市民と市職員が対等の立場で考え、議論していくことに意味があります。

(グループD)

市の外郭団体も行政評価・監査対象にする必要があります。真の財政的自立を目指すには、見過ごすことは出来ない事項でもありませんから…。

今後のまちづくりの在り方として、地域プラットフォーム（地域協議会）によるまちづくりを推進していくことにより、市民間の垣根を取り除いていくことも大切である。

(グループE)

適正な行政評価の必要性から、これまで実施してきたことを市民の目線からきっちり検証していくことはまちづくりを進めていく上で大切なことでもあります。

(グループF)

市民の捉え方として、「地域間・職域間・世代間」や「納税者とサービス受給者」など市民同士の対立があるのも実態として否定出来ませんが、この策定委員会の中で、議論していく過程において、

それらの対立関係が対等で相互理解出来る関係に変化し、それが、まちづくりの主体となる市民の参画の行政運営につながっていくことを期待します。

会 長 本日の会議では、市長・市職員・執行機関を含めた市の役割、責務をテーマに議論してもらったわけではありますが、大和郡山ならではのまちづくりに向けての基本理念・基本計画を再確認し、行政への市民参加・参画の在り方、情報への対応として公開から共有への移行など大和郡山市独自の条例を制定するための重要なポイントが盛り込まれていたと思います。

また、澤井先生も言っておられましたが、「総合計画」との係わりとして、我々が今つくろうとしている条例は、総合計画の上位に位置付けられるものですので、この条例に基づいて総合計画が策定されます。それだけすごい条例だということを認識しながらこれからもしっかり議論していただきたいと思います。

本日は、どうもご苦労さまでした。

5 . その他

事務局から資料「次回までに考えてみましょう」について説明がある。

事務局 みなさん、本日は大変お疲れ様でした。なお次回は、12月20日(木)19時からとなっております。日程通知については、議事録と併せて送付します。

以下余白